

「電波有効利用政策研究会」最終報告書（案）に対して提出された意見の要旨
及びこれに対する研究会の考え方

目次

1 . 総論	1
2 . 電波の経済的価値を勘案した料額の算定関係	
(1)総論	3
(2)「共益費用」と「電波の経済的価値」の調和統合について	5
(3)量的な要素等	6
(4)逼迫地域	6
(5)逼迫帯域	7
(6)公共性等の勘案要素	8
(7)技術的要素等の勘案	9
(8)その他	10
3 . 使途関係	
(1)総論	11
(2)電波有効利用のための研究開発への充当	13
(3)電波利用に関する地理的デジタルディバイド解消施策への充当	15
(4)現行共益事務	16
4 . 透明性の向上等	
(1)透明性の向上	17
(2)歯止め	17
5 . 納付義務者関係	
1) 免許不要局の扱い	
(1)帯域非占用型	18
(2)帯域占用型	19
(3)免許不要局一般	20
(4)免許不要局としての位置づけ	22
(5)徴収方法	22
2) 国及び地方公共団体の扱い	23
6 . その他	25

1. 総論

意見要旨	研究会の考え方
<p>電波は見えないものだが、見えなくても有用であり大事に取り扱わなければならないという認識を持つ必要があり、また、利用する側からは利用料を支払うことによって、ただ意識を払拭し利用者として認識を持つことが重要。[大阪大学大学院岡村教授]</p> <p>希少な国民資産である電波について、電波の公共性と有効利用を考慮する必要性は明らか。電波行政に新たに経済学的な視点を取り入れた提案として賛意。[早稲田大学中村教授]</p> <p>周波数の逼迫状況が極めて深刻な状況下で、需要管理策及び供給拡大方策の双方で逼迫問題を緩和する新たな負担方法に合意を得ることは時宜を得ている。[学識経験者]</p> <p>今後のユビキタスネットワーク社会の発展に必要な不可欠な役割を果たす無線通信技術の様々な課題の解決策を示すなど、大変によく検討されている。[学識経験者]</p> <p>電波の使用料ゼロという現状から、市場メカニズムの導入、すなわち電波の需要供給が均衡する水準での使用料の徴収まで一挙に移行するのではなく、時間をかけて段階的に移行することが望ましい。[大阪学院大学鬼木教授]</p> <p>最終報告書案の原則論について、電波有効利用の観点から基本的に賛同。[NTT東、NTTコム、KDDI、ボーダフォン]</p> <p>有限希少な電波資源を利用する者すべてが、効率的かつ適正な電波利用の推進を目的とする電波利用料を負担することは当然の義務。[NTTドコモ]</p> <p>「共益費用」と「電波の経済的価値」の調和統合による整理に基本的に賛同。[鷹山、DDIポケット]</p> <p>必要な行政サービスの対価としての共益費用の位置付けを維持しつつ、その配分は電波の経済的な価値を反映した計算をする必要がある。[ソフトバンク]</p> <p>電波の有効利用の促進と電波利用料負担の公平性の確保を図る観点から、料額の算定方法について見直すとしている点は適切。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]</p> <p>「共益費用」を基本としつつ、「電波の経済的価値」の要素を部分的に取り入れることは、電波の経済的価値を十分に反映した利用料制度へ到る過程として現状において短期中期的に妥当。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]</p>	<p>～ 基本的な考え方について、ご理解いただいたものと認識。</p>

従来の「電波利用共益費用（手数料）」の概念から経済的価値の概念を導入し、電波の有効利用を図ることは歓迎。周波数の有効利用のための施策を迅速に実施し、より多くの事業者・技術に周波数が割り当てられ、競争の促進を切望。[イーアクセス]

本研究会で従来から検討してきている電波開放の諸施策との関連を示すべき。電波の利用状況の調査公表制度、電波政策ビジョンによる周波数の再配分計画策定、広帯域周波数を迅速に開放するための給付金制度の導入、本研究会で検討した周波数倍増計画などの基本政策の推進策として、電波有効利用インセンティブを図るための電波利用料制度の見直しとの位置づけを明確化すべき。[CIA]

ユビキタス通信環境下での社会インフラの安心安全確保のための不可欠な手段である「電波公共道路」の整備については、対立する局面があるため国家が仲裁・整備すべきもの。電波利用料の根本概念である「公共性」の概念に関する論議が浅く、国家の役割を明確化すべき。[東京大学安田教授]

既得権益化している電波の非効率利用の排除と新規参入の促進には、電波利用料制度の見直しだけでは不十分。電波の利用状況の評価制度や電波再配分制度との補完で達成を目指すのが現実的。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、個人]

今回の見直しにより電波の有効利用促進が図られると評価。ただし、電波の有効利用や競争促進等にとって不十分な点がある。[日本テレコム]

利用料制度を時代の変化に沿って見直すことは必要だが、行き過ぎた制度変更が電波利用事業の発展や国民の電波利用を阻害しないよう、十分な配慮が必要。[東京放送]

周波数割当に有効利用インセンティブと公正なコストを確保することに同意。[英国貿易産業省]

国民共有の電波資源を占有することで利益を享受する民間部門が公共資源を無駄にしないよう、電波有効利用を促進する経済的インセンティブが必要との意見に賛成。[米国政府]

～ 電波開放戦略における電波利用料制度見直しの位置付けを、別添 p.1～p.5 に基づき、報告書の第1章で詳述することとする。

、 総務省において、本制度の具体化及び運用に際して、配慮すべきご意見と認識。

、 基本的な考え方について、ご理解いただいたものと認識。

2. 電波の経済的価値を勘案した料額の算定関係

意見要旨	研究会の考え方
<p>(1)総論</p> <p>料額算定に電波の経済的価値を勘案する提案は時宜を得たもの。[東京大学安田教授、個人]</p> <p>逼迫問題の緩和のため、免許人等に非効率な利用を自発的に諦めさせ、集約的利用の誘因を与える料金制度が適当。料額の設定に際し、電波利用の量的要素や逼迫帯域や逼迫地域において電波の経済的価値を反映させることは的を射たもの。[学識経験者]</p> <p>電波の経済的価値を勘案した使用料の徴収の提案には十分領けるものがあり、「手数料」と「使用料」に二分し、後者に逼迫地域・帯域を勘案した課金体系をとる点も優れている。[京都大学深尾教授]</p> <p>市場原理が機能して電波の有効利用インセンティブが働かせることが可能となるように、「電波の経済的価値を勘案」することが適当。[鷹山]</p> <p>電波の経済的価値を反映した使用料によって電波有効利用の促進を図る考え方には一定の理解。[NHK]</p> <p>使用帯域幅や空中線電力など電波の量的要素や人口密度や逼迫の程度など需要の程度を勘案することが適当。[学識経験者、ソフトバンク、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]</p> <p>「逼迫」の論旨には賛成。但し、実際の運用に当たっては、公正中立な立場での算定と、妥当な頻度による柔軟な見直しが行われることを希望。[ソフトバンク]</p> <p>逼迫地域・帯域、量的要素の勘案について、簡略化された算出方法とすべき。[NTT東日本]</p> <p>無線局数ではなく周波数利用効率等による算定方式とすべき。[イーアクセス]</p> <p>携帯電話事業や放送事業は電波を利用することで営利事業が成立している点で他用途と根本的に異なる性格。これらには、逼迫度や有効利用インセンティブの観点ではなく、販売高に見合った対価・使用料を課すべき。[個人]</p>	<p>～ 電波の経済的価値を勘案した料額算定方式の導入について、基本にご理解をいただいたものと認識。</p> <p>、 総務省において、料額算定の具体化に際して、配慮すべきご意見と認識。</p> <p>総務省において、今後、電波政策の企画、立案を行う上で、参考にすべきご意見と認識。</p>

移動体と放送との負担格差は依然として大きく、格差是正を要望。[イーアクセス、DDI ポケット]

「携帯電話事業者と放送局等の間の負担の不公平」等が、徴収総額を現状水準以下に抑制するという前提の下で、どのように解消されうるのか、定量的に示すことが必要。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]

公平性の確保については、不公平感の高い無線システムの利用料を下げることで達成すべき。[北陸電力]

電波の経済的価値を反映した使用料概念（以下単に「使用料概念」という。）の導入を検討する場合には、新たな制度への円滑な移行とその定着を図るため、既存の無線局免許人に過度の電波利用料負担を強いることのないようにすべき。[民放連、テレビ東京、ニッポン放送]

経済的価値の導入の結果、料額が過度に高騰する無線システムについては、個々に料額の上限を設けるべき。[東京電力、中部電力]

使用料概念の料額算定について、有効利用の促進等につながるかどうか、客観的かつ合理的な算定基準の設定等か可能かどうかについて検討を重ねるべき。市場原理を機能させることのみを指標の一律導入には反対。[テレビ東京、日本テレビ]

現在の料額の算定方法は明確で、基本的に現状維持が望ましい。使用料概念を導入する場合、料額の基準が明確で透明性・公平性の確保が必須。[ニッポン放送]

単に手数料に使用料概念を上乗せする制度設計は不适当。受益と負担のアンバランスが解消され、電波有効利用へのインセンティブが効果的に働く仕組みを期待。電波利用の可能性が増すことを産業界に明示するものと理解。[CIAJ]

～ 電波の経済的価値を勘案した料額算定方式の導入により、携帯電話に代表されるように、一定の周波数帯域幅の中での電波の有効利用に努め、収容無線局数が増加すればするほど、電波利用料の支払額が増加し、電波有効利用のためのインセンティブを阻害しているのではないかと現行制度の問題点の改善を図ることが期待できるものと認識。

なお、地上テレビジョン放送局の利用料負担のあり方については、平成 15 年の電波法改正により追加的な電波利用料の徴収が行われていることの認識も必要。

、 激変緩和については、報告書（案）第 8 章第 1 節に記載されているとおり、料額の極端な変動によって、個々の電波利用者の電波有効利用に向けたインセンティブを著しく阻害することが懸念されるときには、その段階的な実施を図るなどの検討も必要と認識。

総務省において、料額算定の具体化に際して、配慮すべきご意見と認識。

、 総務省において、料額算定の具体化に際して、配慮すべきご意見と認識。

ご意見のとおりと認識。

<p>オークションの導入は実施しないことは適当。[東京大学安田教授、鷹山、テレビ東京]</p> <p>オークションを直ちに導入することは避け、慎重に検討すべき。[ソフトバンク]</p> <p>21 オークション実施時のような料額の高騰の防止の採用は賛成。[イーアクセス]</p> <p>22 オークションの代わりに使用料概念を短期・長期的に導入することに賛成。しかし、欧米方式の弊害を是正するオークション方式を同時並行して検討すべき。[個人]</p> <p>23 短期的な収入を得ることは、ワイヤレス産業にとって技術的な開発投資の減少を招くなど、長期的な経済的な利益を損なう可能性があることに留意が必要。徴収総額を低く抑えていただくよう要望。[モトローラ]</p> <p>24 使用料は出来る限り市場メカニズムを反映するよう設定すべき。オークションの代替としてインセンティブ料金を設定する場合は、オープンかつ透明で、適切な代替値を設定することが必要。[英国貿易産業省]</p> <p>25 帯域幅やカバレッジなど量的要素の考慮は適当。人口密度は周波数使用密度に密接に関係する場が多いが、地理的要素よりも逼迫度に近づけるべき。収益性や公益性は慎重に扱うべきだが、一定の公共性勘案は必要。[英国貿易産業省]</p> <p>26 オークションが適切でないとする研究会の結論に反対。オークションの仕組みが不適切な場合、芳しくない結果が生じる可能性があるが、希少な資源の公平な割当てや有効利用インセンティブ促進の目的で、多くの国々が上手に活用している。[米国政府]</p> <p>27 電波利用料は、特定の周波数を占有するレガシー無線機にその機会費用を負担させ、効率的な電波利用に移行するための「追い出し税」とすべきで、一般財源とすることが望ましい。[池田信夫国際大学 GLOCOM 教授]</p>	<p>～27 欧米型のオークション制度の導入については、報告書(案)に記載したとおり、以下の観点から適当ではないと認識。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧米型オークション制度の導入による投機的な料額高騰の懸念を払拭するためには、政府による客観的な算定方式による料額の設定が適当。 ・電波の経済的価値概念の導入の最終目標が、電波利用社会の発展の推進であることから、その用途は、電波有効利用のための研究開発など、電波利用社会の発展に資する施策の範囲内に限定することが適当。
<p>(2) 「<u>共益費用</u>」と「<u>電波の経済的価値</u>」の調和統合について</p> <p>見直しの方向性は適当。実際の料額決定に当たっては、量的要素に係る算定要素の割合を一定程度大きくすることが適当。[NTTドコモ]</p> <p>移行プロセスは円滑で安定的であるべきだが、効率的な電波利用を促進するため、最終的には帯域幅と使用帯域に基づく算定方式とすべき。これは国際的なベストプラクティス。[ボーダフォン]</p>	<p>、 総務省において、料額算定の具体化に際して、配慮すべきご意見と認識。</p>

<p>共益費用部分についても、帯域幅や空中線電力など量的要素の勘案が必要。[K D D I、D D I ポケット、ソーカー]</p> <p>共益費用部分も、経済的価値を反映した算定に移行すべき。[日本テレコム]</p> <p>電波利用効率を高める技術の導入で無線局データ量が増加。総合無線局管理ファイルに係る料額の算定方式は、データ量による配分方式に代えて、電子的処理による提出データの軽量化や経済的価値を勘案した算定に見直すべき。[鷹山]</p> <p>現行制度において、無線局一局あたり 5 4 0 円という規定は、利用者が 1 名増加することに行行政事務費用が年 5 4 0 円増加することを意味しており、行政コストの均等負担という電波利用共益費用の概念と矛盾。まずこの点を再検討すべき。[大阪学院大学鬼木教授]</p> <p>使用料概念の導入はできるだけ限定的とすべき。[東京放送]</p> <p>電波監視等の恒常的業務に充てる費用は、無線局数で均等割りにすべき。[日本道路公団]</p>	<p>～ 調和統合のあり方については、電波の経済的価値概念の導入の有用性と、料額の安定性への配慮の必要など、様々な観点を踏まえることが必要。今回の制度化においては、報告書の原案の維持が基本的には適当と考えられるが、今後、総務省における料額算定の具体化に際しては、これらのご意見にも十分に配慮しつつ、検討を進めることが適当。</p> <p>なお、無線局データベースに関しては、提出データの軽量化等も推進しつつ、その経費の効率化を図ることが適当。</p>
<p><u>(3)量的な要素等</u></p> <p>量的要素を勘案した料額算定方式（ある帯域を n 人で共用すれば料額は n 分の 1）は妥当。 [学識経験者]</p> <p>使用地域の指標は、無線局の発する電波の届く「地理的な広さ」とすることが適当。[鷹山]</p> <p>アマチュア無線のように不特定多数の者が共用する無線システムについては、無線局数の多寡で按分する算定方式とすべきではない。[アマチュア無線連盟]</p>	<p>、 量的要素等の考え方について基本的にご理解いただいたものと認識。総務省において、料額算定の具体化に際して、配慮すべきご意見と認識。</p> <p>総務省において、料額算定の具体化に際して、配慮すべきご意見と認識。</p>
<p><u>(4)逼迫地域</u></p> <p>逼迫地域の指標は適当。[鷹山]</p> <p>逼迫地域の指標は、移動局の問題もあり望ましくない。[日本テレビ]</p> <p>東京等の中でも、島嶼等の例外措置が必要。[N T T 東]</p>	<p>逼迫地域の考え方について、ご理解いただいたものと認識。</p> <p>、 移動局の扱いについて基地局側で移動局の使用料を負担することの適否や島嶼等の扱いなども含めて、今後、総務省において料額算定の具体化に際して、配慮すべきご意見と認識。</p>

(5)逼迫帯域

6GHz以下の帯域を逼迫帯域としているが、利用状況の調査、公表等を「公務用」も含めて例外なく実施し、実際の逼迫の状況を正確に把握すべき。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]

6GHz以上の帯域では、料額の一定の減額又は免除を希望。[NTT東]

5.925 - 6.000MHzは、周波数移行先である帯域[5.925 - 6.425MHz]の一部であり、適用除外とすべき。[NTT東]

ア)電波利用状況の調査及び評価については、平成13年12月の研究会の報告書及び平成14年の通常国会での電波法改正に関する国会でのご審議なども踏まえ、国の業務も含め、調査及び評価を実施しており、逼迫状況は正確に把握しているところ。ただし、国の安全の確保等の観点から、公表事項は限定しているもの。

イ)また、周波数再編方針でも明らかとなっており、電波ビジネスの開花・発展のために不可欠な電波ニーズは、特に6GHz以下の周波数帯に集中・競合し、新たな電波ニーズに積極的に応えるには、従来にはない形での大胆な電波再配分が不可避な状況

ウ)こうした観点から、本年の通常国会において電波法改正が成立し、電波の再配分制度も導入されたところ。これらの事情を適宜、報告書において説明することとする。

エ)なお、国や地方公共団体の無線局の電波の利用状況や有効利用に向けた努力の一般国民への説明のあり方については、別紙2「国及び地方公共団体の扱い」の検討を踏まえ、必要に応じ、報告書を修正する。

、総務省において、料額算定の具体化に際して、配慮すべきご意見と認識。

(6)公共性等の勘案要素

NTTの法令上のあまねく義務/災害対策基本法による指定公共機関としての地位の勘案が必要(固定局と衛星)。[NTT東・西]

NHKは、あまねく日本全国において受信できること等を目的として設立された法人であり、通常の企業活動とは全く性質が異なるため、使用料概念をNHKに適用することは基本的になじまない。また、受信料財源を用いて難視聴対策や放送のデジタル化の推進など電波の有効利用を推進。公共性や受信料により運営される事業体としての性格等を十分に勘案することが必要。[NHK]

放送事業者は、放送のデジタル化や放送事業用無線局のデジタル化・ナロー化等を推進し、電波の有効利用に努めるとともに、国民生活に必要な情報等を提供。その社会的責任の重さ、公共性の高さ等を十分に勘案すべき。[民放連、日本テレビ、テレビ東京、讀賣テレビ、ニッポン放送]

これまでの経緯の尊重と、放送の公共的使命の理解を要望。[エフエム東京]

放送事業は、「地上波デジタル化」という国策に協力して巨額の投資を行う転換期にある状況を踏まえた慎重な検討が必要。[東京放送]

放送電波の規格や放送対象地域は法令で規定。電波有効利用インセンティブを働かせることに馴染まないという特殊性に十分な配慮が必要。[讀賣テレビ]

衛星の不感地帯を減らすため、衛星と同じ周波数と帯域幅を使用して補完的役割を果たす地上放送局への配慮が必要。[モバイル放送]

公益事業は、通常の市場活動を越えたユニバーサルサービスとしての責務が課されているため、公共性に準ずるものとして扱うべき。[中部電力]

道路交通管理に供するような公共性が認められる無線局については、使用料の徴収対象外とすべき。[日本道路公団]

公共性の高さ、放送的利用、国際的制約等を勘案すべき。[宇宙通信]

帯域ごとの徴収総額を決める際には、電波の使用形態や使用目的等の違いを勘案せず、公平な料金の算定が必要。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]

料額算定に当たっては、電波の利用用途を勘案すべきではない。[ボーダフォン]

放送について緊急情報提供は企業社会責任の観点から良識ある企業にとって当然の行為。減免の理由にはならない。[個人]

～ 検討を踏まえ、必要に応じ、報告書(案)を修正する。

(7)技術的要素等の勘案

電波の有効利用のための技術的努力等を勘案すべき。[鷹山]

衛星システムについては、周波数資源を高めるための外国の無線局との周波数調整に関する衛星通信事業者の貢献度合いや、多数の他衛星や固定局等との周波数共用を実現し電波占有率が低いことなどの特性を勘案すべき。[J S A T]

レーダ等の広帯域周波数が必要となる無線システムの技術的特性について勘案が必要。[東京電力、北陸電力]

使用目的や技術的特性を勘案した算定を行うべき。[中部電力]

車載用距離センサーは、広い帯域幅を使用せざるを得ない技術的特性を有することから、帯域幅に応じた課金に反対。[N E Cワイヤレスネットワークス]

使用頻度の極めて低いモジュール端末など、使用頻度等の勘案が必要。[K D D I]

広帯域周波数が必要となる技術的特性を有する無線システムや使用頻度の極めて低いモジュール端末などについて、一定の配慮が必要。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]

経済的価値の勘案に当たって、市場における電波利用料の負担率、利用者数、有効利用度、新規参入者の経営体力などの勘案を要望。[イーアクセス]

技術的に中立な料額を設定すべき。[ボーダフォン]

～ 検討を踏まえ、必要に応じ、報告書(案)を修正する。

(8)その他

周波数移行期間中の無線局についての減免措置を要望。[N T T 東・西]

利用状況調査等で他の手段又は他の周波数帯域へ移行すべきとの判断がなされた場合には、その移行を促進するために使用料を通常より高く設定することを考えるべき。[個人]

新規参入事業者や新規展開地域での投資インセンティブのため、利用者数に比例して事業者の初期コストを小さくすることを要望。また、一定の利用者数や周波数効率を達成することで電波利用料を定額に設定することも要望。[イーアクセス]

新規事業者に関しては、単年度黒字達成までの優遇措置の考慮などが必要。[モバイル放送]

新たな無線利用技術は一定期間減免措置を設けるべき。[A u t o - I D ラボジャパン]

、 総務省において料額算定の具体化に際して、配慮すべきご意見と認識。

～ 検討を踏まえ、必要に応じ、報告書(案)を修正する。

3. 使途関係

意見要旨	研究会の考え方
<p>(1)総論</p> <p>電波利用料の使途は、帯域圧縮に代表される電波の有効利用方策などの技術開発など、電波に関する有効利用に使途を限定することが必要。[大阪大学大学院岡村教授]</p> <p>国民・社会生活の安心安全のための「電波公共道路」の整備は、対立する概念があるため公共性の観点から国家が整備すべき。その基地局の全国整備や関連する研究開発などの資金は、同じ電波空間を利用して利益を得る人々から先ず負担していただくことが社会通念として当たり前。[東京大学安田教授]</p> <p>電波利用社会の発展に資する事務であれば、電波利用者にとって便益の向上や、収益の拡大といった受益が見込めるはず。この点を明確に報告書に位置づけて説明すべき。[個人]</p> <p>電波利用社会の発展に資する範囲内とすべき。[KDDI、ツーカー、鷹山、DDIポケット]</p> <p>負担と受益のバランスが保持されるべき。[鷹山]</p> <p>「電波の公平かつ能率的な利用の確保」という電波法の趣旨に照らし、使途は限定的に規定すべき。[ニッポン放送]</p> <p>電波利用料の使途を十分に限定し、負担額の歯止めを設けることが重要。[NHK、電気事業連合会]</p> <p>提案されている施策が重要な施策であることを否定するものではないが、これに利用料を活用することは「使途の拡大」につながり慎重な検討が必要。[CIAJ]</p> <p>上記の施策について仮に、電波利用料の活用を検討する場合は、一定期間ごとにその有効性を検証する仕組みを設けるべき。[民放連、ニッポン放送]</p>	<p>～ 基本的な考え方について、ご理解いただいたものと認識。</p> <p>但し、受益と負担の関係を明確化すべきとのご意見が多く見られるところ。</p> <p>この点については、別添のとおり報告書(案)を修正する。</p> <p>施策の評価の重要性については、ご指摘のとおり。総務省において、本制度の具体化及び運用に際して、配慮すべきご意見と認識。</p> <p>なお、研究開発における透明性の確保については、後述。</p>

研究開発やデジタルディバイド解消に係る官民の役割分担等を慎重に検討すべきであり、従来の用途の範囲を安易に拡大すべきではない。[J E I T A、日本ユースウェア協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、プラザー工業、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、日産工機、日産車体、愛知機械工業、日本商工会議所、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、池田信夫国際大学 GLOCOM 教授、個人]

電波有効利用のための研究開発や電波利用のデジタルディバイド解消の施策は、原則一般財源で賄うべき。[國領二郎（大学職員）、民放連、東京放送、ソフトバンク、経済産業省、J E I T A、日産工機、日本自動車工業会、日産車体、愛知機械工業、日本商工会議所、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、個人]

、 官民の役割分担は重要であり、以下の趣旨内容を報告書(案)に明記することとする。

〔研究開発について〕

ア) 官による研究開発は、民間では研究開発インセンティブが働きにくい分野を対象として実施。(例えば、アプリケーションの高度化等、自らの利便性向上のための研究開発は対象外)

イ) なお、今日、電波の逼迫状況が深刻化した中で、周波数の再編方針で明らかとなり、新規の無線ビジネスの開花や育成に必要な電波ニーズは益々急速に拡大する見通し。このため、電波の再配分を進めるとともに、周波数倍増計画に向けた研究開発の強化も重要かつ緊急の課題であり、官民双方の役割が増大。

ウ) こうした取組を怠ると、近い将来、周波数不足がワイヤレス産業の成長を停滞・阻害することを強く懸念。

エ) 電波資源拡大のための基礎的・応用的研究開発については、先端的な研究開発であることや、当該研究開発成果の実用化については電波の共用可能性等、実証段階になるまで確認できない等の要因により、リスクが大きい分野であるため、民間での研究開発インセンティブが働きにくい事情があるほか、事業分野(携帯、放送等)が異なると相互利益が相反するなど、民間での調整も困難。

〔地理的デジタルディバイド解消について〕

本件は、国民共有の電波資源の利用の便益を広く国民一般に及ぼすべく努め、電波利用社会の発展を図るために必要な施策として、あくまでも民間事業者の通話可能地域拡大に

<p>使途の拡大のための徴収総額の引上げの要否を検討する前に、より効率的な電波利用料制度の実現を優先すべき。[ボードフォン、経済産業省]</p>	<p>向けた自主的取組を前提とし、その促進を図るためのインセンティブ付与を行うもの。</p> <p>使用料は、電波利用者が、電波利用に際し、電波の経済的価値を認識することにより、効率的な利用が図られるなど、電波利用社会の発展の推進が目的。使途の拡大のために徴収総額を引き上げる目的で徴収するものではない。</p>
<p><u>(2)電波有効利用のための研究開発への充当</u></p> <p>政府予算を電波有効利用技術の開発に活用する結論を支持。電波利用料を活用することは、一般財源の活用に比べワイヤレス産業の高度化に直結させることが可能。[モトローラ]</p> <p>逼迫緩和のための供給拡大策として、電波の高度利用を図る研究開発を促す制度が必要。基礎研究は受益者が特定しにくく公共的側面を有するが、その成果により周波数の消費の競合性の軽減、周波数の経済的価値の低減など、結果的に電波利用者の受益。受益と負担の間の時間的な乖離は、先発者利益の存在など、受益者負担原則の拡大解釈で説明。[学識経験者]</p> <p>電波開放戦略により電波を倍増する考えには、大賛成。[個人]</p> <p>電波利用料を活用し、周波数逼迫対策として3GHz以下の周波数有効利用のための研究開発やミリ波など未利用周波数帯開拓等の「基礎的な研究開発」を進めるべき。[学識経験者]</p> <p>使途を電波の逼迫状況解決に貢献する「電波資源拡大のための研究開発」に拡大することに賛成。積極的に進めるべき。諸外国に対して我が国の技術水準の維持のため、国の資金で研究開発を支援する枠組みが必要で、産学官が協力して進めるべき。[同志社大学笹岡教授]</p> <p>今後、電波資源拡大のための研究開発等が一層有効になる。研究開発への投資を通じ、納付した利用料は利用者に還元されることになる。[学識経験者]</p> <p>周波数の有効利用については、セルラー方式、マルチポップ機能、指向性アンテナ等による空間的な周波数利用効率の改善なども考慮すべき。[学識経験者]</p> <p>料金設定が現実的な水準で、かつ、需要が供給を上回る場合、電波利用料額に余剰が生じ、研究開発その他の周波数対策を行うことが可能。[英国貿易産業省]</p> <p>基本的に賛同だが、電波有効利用のための必要最低限に限定すべき。[NTT東]</p> <p>基本的に賛同だが、特定分野に偏ることなく基礎研究等の共通的なものに限定すべき。[NTT西]</p>	<p>～ 我が国のワイヤレス産業の一層の発展を図るため、電波有効利用技術の研究開発の充実・強化を進めることが不可欠。このため、一般財源に加えて、電波利用料財源を活用することについて、ご理解いただいたものと認識。</p> <p>但し、電波有効利用のための研究開発について、受益と負担の関係を明確化すべきとのご意見が多く見られるところ。</p> <p>この点については、別添のとおり、報告書(案)を修正する。</p>

用途の充当方法・開発成果の受益の明確化を要望。[NTT東・西]

大きな目的は理解するが、具体的な研究開発項目は、目的及び成果が電波利用料を負担する者の共通の利益となることの担保・明確化が必要。[NTTコム]

新たな電波需要に対応するための電波開放戦略として「電波資源拡大に向けた中長期的な研究開発」への電波利用料の充当は適当。但し、電波利用の共益的な範囲に留めるべき。[鷹山]

利用料の用途は、電波の逼迫状況解消のための有効利用技術開発や周波数共用技術の研究に限定することが妥当。[宇宙通信、テレビ東京]

項目選定に当たっては、特定の事業者のみに利益が還元されないことがないように、また、既存事業者の事業運営に悪影響を与えないよう留意すべき。[モバイル放送]

戦略的にターゲットを絞って行われる研究開発による利益が電波利用者に等しく及ぶのかどうか、十分な精査が必要。[NHK]

既存免許人の周波数逼迫対策に資することを目的とし、運用上の上限設定のほか、項目選定、成果評価における透明性の確保方策の措置が適当。[NTTドコモ]

新規の周波数帯域の開拓等の基礎的な研究開発は、将来の電波利用者に受益があるため、原則一般財源を充当すべき。[宇宙通信、日本テレビ、讀賣テレビ、ソフトバンク、I T I]

将来の電波利用に向けた研究開発は広く国民全体に利益を及ぼすもので、現在の無線局免許人の利益と直接関係しない。利用料の充当は不適當。[日本テレコム]

研究開発に関し安易な用途拡大には反対。コンセンサスが得られないまま最終報告書で方向性を示すべきではなく、報告書より第5章を削除し、別途、時間をかけて検討すべき。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]

- 21 周波数を管理し、免許を付与する立場の総務省が研究開発資金を提供することで、特定技術を採用する事業者を有利に扱い、競合技術の損害につながる可能性がある。[米国政府、I T I]

、 総務省において、用途の具体的な項目の選定に際して、配慮すべきご意見と認識。

透明性の確保について、以下の内容を報告書（案）に明記することとする。

- 1) 透明な手続により策定されている周波数再編方針や電波利用状況調査結果に基づく評価等を実施するために必要な研究開発を対象とすること
- 2) 研究開発に関する評価の充実とその透明性の向上

、 受益と負担の関係の明確化については、別添のとおり、報告書（案）を修正する。

研究開発の取組を怠ると、近い将来、周波数不足がワイヤレス産業の成長を停滞・阻害することが強く懸念されるところ。様々な方々のご意見に配慮しつつも、必要な施策を的確かつ迅速に進めることが必要。

- 21 総務省において、用途の具体的な項目の選定に際して、配慮すべきご意見と認識。

(3)電波利用に関する地理的デジタルディバイド解消施策への充当

電波利用による便益を広く国民一般に及ぼすべく、電波利用のデジタルディバイド解消に電波利用料を充当することに基本的に賛同。ただし、携帯電話のほかブロードバンド通信等への適用の更なる検討を要望。[NTT東・西]

適当な施策。[NTTドコモ]

免許人の合意の下で、所得再配分の問題として説明可能。[学識経験者]

電波利用地域の拡大は、電波利用者も一定の受益。[個人]

電波利用料を地方の無線通信サービス展開の助成金として当てる考えは、今以上に注目されるべき。NTTのサービスを代替または補完する、全てのサプライヤーが平等に利用できるワイヤレスサービスに資金を提供することは、この改革の目標として有意義。[米国政府]

国が中心となって実施すべき施策であり、基本的に一般財源を充てるべきだが、一部の費用を利用料財源で賄うことは適当。ただし、費用が膨大となることが想定されるため、デジタルディバイド解消を低価格で効率的に展開できる無線システムの研究開発等に限定することが適切。[宇宙通信]

地理的なデジタルディバイドの解消の推進には基本的に賛成。ただし、その方法は、電波利用料の減免による投資インセンティブの付与とすべき。[イーアクセス]

補助を受ける事業者が限定される可能性があり、他の事業者からの電波利用料を用いることは不適當。[日本テレコム]

一定の電波利用システムに特化したもの。利用料充当について議論の余地があることから、現段階では充当することは不適當。[鷹山]

～ 地理的なデジタルディバイドの解消に向けた取組みの一層の充実、強化を図るため、一般財源による従来の格差是正事業に加えて、電波利用社会の発展に必要な施策として、電波利用料制度を活用することについて、基本的にご理解をいただいたものと認識。

、 以下の内容を報告書（案）に明記することとする。

ア）低廉な中継設備や共同システム開発などのための研究開発の推進は、勿論、有用。

イ）但し、地理的デジタルディバイド解消という喫緊の課題への迅速な対応を図る民間事業者のインセンティブとしては、不感地域での電波利用の拡充に努める民間事業者のコストを、直接、低減させるための施策が現実的。

、 以下の内容を、報告書（案）に明記することとする。

電波の不感対策については、携帯電話システムだけでなく、極力、他の無線システムも共同して利用が可能な設備を整備対象とするよう配慮しながら、その具体化を図ることが適當。

<p>携帯電話サービスをユニバーサルサービスであるかのように位置づけることは適当ではなく、不感地域の解消に電波利用料を充当することには反対。不感地域の解消は、民間の自主的なカバーエリア拡大の中で取り扱うべき課題。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]</p> <p>ユニバーサルサービスの問題は電波利用料制度の中での検討事項ではなく、ユニバーサルサービスに関する記述は報告書から削除すべき。[ボーダフォン、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]</p>	<p>、 今回の検討は、いわゆるユニバーサルサービスに関する議論とは別に、「国民共有の資源」である電波利用による便益を広く国民一般に及ぼすべく努めることは、行政のみならず、電波利用者の重要な責務との観点からのもの。</p> <p>報告書(案)78頁の記載にあるように、あくまでも本件施策は、民間事業者の通話可能地域拡大に向けた自主的な取組を前提として、その促進を図るためのインセンティブ付与との位置づけ。</p>
<p><u>(4)現行共益事務</u></p> <p>電波行政事務について、必要性の見直し、業務効率化等の推進が必要。一層の取組みを要望。[NTTドコモ、ボーダフォン、鷹山、JSAT、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、経済産業省、全国消費者団体連合会、日本商工会議所]</p> <p>現行の共益事務の効率化施策について、更に検討を行うべき。[日本テレコム、防衛庁]</p> <p>衛星通信・放送に係る不法電波監視システムの早期構築による監視体制の強化が必要。[宇宙通信、日本アマチュア無線連盟]</p> <p>周波数有効利用の観点から新たな電波利用の形態を検討する際の実証実験に電波利用料を用いるべき。[日本アマチュア無線連盟]</p>	<p>、 基本的な考え方について、ご理解いただいたものと認識。</p> <p>、 総務省において、今後、電波政策の企画、立案を行う上で、参考にすべきご意見と認識。</p>

4. 透明性の向上等

意見要旨	研究会の考え方
<p><u>(1)透明性の向上</u></p> <p>料額の算定方法や用途の具体化について、公平性及び透明性の確保の観点から、国民の意見等を広く募集することを要望。[NTT西、NTTコム、個人]</p> <p>料額の算定方法や用途の具体化について、公平性及び透明性の確保の観点から、既存の無線局免許人など関係者の意見等を十分に聞くことを要望。[民放連、東京放送、エフエム東京、ニッポン放送]</p> <p>利用料の歳出・歳入の記録や、料額の算定方法等の詳細情報など、透明性の確保方策について、広く一般の意見を反映すべき。[ボーダフォン]</p> <p>用途の内容や評価結果等の透明性の確保が必要。[鷹山、J S A T、個人]</p>	<p>～ 一層の透明性の確保の観点から、報告書（案）に「今後、総務省において、料額算定の具体化を図るにあたっては、国民の意見等と広く徴収するなど、透明な手続きを経ることが適当である」旨、追記する。</p>
<p><u>(2)歯止め</u></p> <p>用途の範囲及び徴収総額の上限を法定すべき。[NTTドコモ・KDDI、ボーダフォン、ツーカー、DDIポケット、民放連、テレビ東京、個人]</p> <p>徴収総額を現在の水準以下に抑制することを法律に明記するとともに、アナアナ変換費用が不要になった時点で、その分の共益費用を圧縮し徴収総額を減らすことを明記すべき。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、個人]</p> <p>電波利用料の用途については、現行法の規定以上の詳細な記述と運用の透明性が必要であり、また、個々の料額については、下位法令に委ねることなく、すべて法律に規定すべき。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]</p>	<p>用途の範囲は法律に規定し、個々の料額は法律に規定することを基本とするが、詳細にわたるときは、必要に応じ、徴収総額の上限を法定した上で、個別料額は下位法令に規定する等の仕組みとすることが適当。</p> <p>行政経費の効率化努力は必要であり、徴収総額も、的確かつ迅速な電波行政の遂行に必要な範囲内に限られるべき。この点は、総務省において、配慮すべき事項と認識。</p> <p>総務省において、本制度の具体化及び運用に際して配慮すべきご意見と認識。</p>

5 . 納付義務者関係

意見要旨	研究会の考え方
<p>1) 免許不要局の扱い</p> <p><u>(1)帯域非占有型</u></p> <p>他の無線システムと周波数を共用。非徴収が適当。[NTT東、モトローラ]</p> <p>いつどのような電波干渉を受けるかもしれないというリスクがあるため、非徴収が適当。[学識経験者]</p> <p>帯域占有の特権を付与されていない免許不要局は、理論的に周波数を「在庫」できず、有効利用インセンティブの適用外。非徴収が適当。[米国政府]</p> <p>今後、無線 LAN、RFID 等のシステムが大きなビジネスチャンスを産み、電波利用構造に大きな変化を与えることが予想され、秩序維持などにかかる費用も比例して増大する。これらの費用は利用者又は生産者が負担すべきであり、免許不要局からも徴収すべき。[日本アマチュア無線連盟]</p> <p>現在、アマチュア無線と無線 LAN、RFID が共用している周波数帯域では、免許を要するアマチュア局が免許を要しない無線局から干渉を受け、かつ、免許を要する無線局のみが電波利用料を負担するということは合理性に欠けるので、免許不要局からも徴収すべき。[日本アマチュア無線連盟]</p> <p>無線 LAN、ETC やブルートゥース等はインターネット接続が前提だが、セキュリティ対策が不十分。ネットワークに繋がる無線機器の調査・正確な運用の啓蒙活動を行うための費用として、電波利用料を徴収すべき。[個人]</p>	<p>別紙1 「免許不要局の扱い」の検討を踏まえて報告書(案)の記述を追加・修正する。</p>

(2)帯域占用型

他の無線システムの利用を排除制限し、電波監視等の利益。電波の有効利用及び公平性の観点から徴収が適当。[N T T 東・西、ツーカー、日本テレビ、モトローラ]

電波利用料 [共益費用及び使用料] の徴収が適当。[N T T ドコモ、K D D I]

使用料部分の利用料の徴収が適当。[N T T コム、鷹山]

量的要素を勘案した料額算定や空間的な効率についても考慮の上、その発展に支障のない範囲内で徴収するののも一つの考え方。ただし、電波が部屋の中だけしか届かず、他の機器に干渉を与える心配がなければ、徴収は不要。[学識経験者]

免許不要局の場合、当該周波数帯域は共同利用されるものであり、免許局と同等の「特別な地位」が与えられていない。また、電波有効利用インセンティブを効果的に働かすには、周波数帯域の個別割当ての段階で事業主体の特定が必要であり、免許不要局からの利用料の徴収は困難。[C I A J]

他の無線局に混信を及ぼす恐れが少ないことから、電波を占有するという理由のみで他の免許局と同様に徴収すべきでない。[日本自動認識システム協会、流通システム開発センター、ブラザー工業、道路公団、矢崎総業]

帯域占用型であっても、特定の地域、時間帯によって通信の品質が低下する可能性があり、経済目的の事業ができる受益を受けているとは言えないため、非徴収が適当。[C I A J]

現段階で具体的にどのような製品・サービスに繋がるか、また一般利用者にどのような受益があるかが不明。[C I A J]

無線システム等が定まっていない段階での制度化は拙速。徴収の是非は、変化を見極めて改めて慎重な検討が必要。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]

帯域占用型からの課金は理論的に一貫しているが、そもそも帯域を占有することが適切であるか疑問。より多くの機器や使用者に帯域を開放することで有効利用を促進できるのではないか。[米国政府]

別紙1 「免許不要局の扱い」の検討を踏まえて報告書(案)の記述を追加・修正する。

(3)免許不要局一般

原則徴収が適当。ただし、社会政策上の理由から徴収しない場合は、その減免額は、一般財源で確保すべき。[ボーダフォン]

原則徴収が適当。ただし、徴収方法や徴収コスト等を勘案した上で最終的に決定すべき。[J S A T]

不要局からの徴収は周波数帯をめぐる消費の競争性の観点から合理的。[学識経験者]

無線LANや情報家電などがよく使われる地域で、普及状況を見ながら製造段階で課金すれば、電波利用のインセンティブが確保できる。[学識経験者]

電波は空気と同じように自然に存在。電波の利用に関して利用料を支払うべきという考えは、電波の知識がある免許人は理解できても、一般ユーザに理解を得ることは困難。十分に時間をかけ一般ユーザの理解を得るよう努力すべき。[個人]

免許不要局の場合は、電波の受益者は全国民であり、かかる支出は一般財源で賄われるべき。かつ、その割り当てられた帯域の使用人を限定しない制度であることから利用料の徴収は、社会通念上、受け入れがたいと認識。[國領二郎（大学職員）ほか]

周波数帯の品質が保証されず、排他的権利も有していないなど、免許局とは全く異なる性質を有していること等のほか、新しく発展する産業の競争力を削がないよう、政策的に配慮し、現時点では非徴収とすべき。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、個人]

電波利用者とはいえ政策的配慮が必要で、現時点では非徴収とすべき。将来的に情報家電等に割り当てる帯域での電波が逼迫すれば、利用実態も踏まえ改めて慎重に検討することが適当。[C I A J]

無線LANに割り当てられることが多国間で合意された周波数帯は非徴収とすることが、国際競争力の観点から重要。[マイクロソフト]

小電力システムゆえ妨害の範囲も限定的で、遵守すべき規制のレベルも低いため、行政コストは最低限。[I T I]

成長途上で参入障壁も比較的少ない小電力無線システムに、現時点で不必要な課税をすることは、成長を続ける技術の利用及び開発を妨げる。[I T I]

納付義務者の範囲は、利用状況調査の結果等を踏まえて議論すべきで、時期尚早。[A u t o - I D ラボジャパン]

一般の消費生活にも深く関係し、消費者負担にもつながる問題である以上、消費者の視点も踏まえて検討されるべき。[全国消費者団体連絡会]

課金対象は事業により利益をあげているものに限定すべき。[個人]

別紙1 「免許不要局の扱い」の検討を踏まえて報告書（案）の記述を追加・修正する。

帯域占有型と非占有型の分類は、議論が不十分。[J E I T A、日本ユースウェア協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、日本商工会議所、日本自動車部品工業会]

電波監視の利益は反射的で、徴収により今後の発展を阻害するおそれから、非徴収が適当。[日本テレコム、日産工機、日本自動車工業会、日産車体、ソフトバンク、J E I T A、日本ユースウェア協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、個人]

免許不要局は、国民が自由に電波利用料負担なしで利用できる環境を確保すべき。[J E I T A、日本ユースウェア協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、東京都自動車会議所、軽自動車連合会、日本自動車部品工業会、トラック協会、日本自動車リース協会連合会、日本自動車会議所、エコネットコンソーシアム、双葉電子、矢崎総業、太平洋工業、個人]

仮に製品分野を一部に限定したとしても、免許不要局に電波利用料を賦課することは、e-Japan 戦略基本方針や新産業創造戦略、IT投資促進税制の方針に反する。[J E I T A、日本ユースウェア協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、日本自動認識システム協会、日本電機工業会、電子商取引推進協議会、I T S J a p a n、日本商工会議所、ビジネス機械・情報システム産業協会、経済産業省、I T I、軽自動車連合会、日本自動車部品工業会、トラック協会、日本自動車会議所、ブラザー工業]

今後各種の新製品が開発される分野から電波利用料を徴収することは、我が国の経済発展の足かせになるとともに、国民に不利益。[J E I T A、日本ユースウェア協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、I T S J a p a n、ビジネス機械・情報システム産業協会、経済産業省、クライスラー、福島県自動車会議所、NECワイヤレスネットワークス、ピー・エー・ジー・インポート、太平洋工業、日本出版インフラセンター、個人]

米欧等の諸外国においても、小電力無線システムから電波利用料を徴収していない。[J E I T A、日本ユースウェア協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、日本自動認識システム協会、次世代航空システム技術研究組合、電子商取引推進協議会、C I A J、流通システム開発センター、I T S J a p a n、ビジネス機械・情報システム産業協会、経済産業省、I T I、東京都自動車会議所、軽自動車連合会、日産工機、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、フォード、日産車体、トラック協会、日本自動車会議所、日本自動車輸入組合、ブラザー工業、ピー・エー・ジー・インポート、矢崎総業、個人]

21 事業目的で電波を利用していない不特定ユーザに対しては、有効利用インセンティブは機能しない。また、実際に電波を使うユーザが負担しないおそれもある。[J E I T A、日本ユースウェア協会、

別紙1 「免許不要局の扱い」の検討を踏まえて報告書(案)の記述を追加・修正する。

日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、経済産業省、エコーネットコンソーシアム]

22 徴収コストに比べて徴収の実益に乏しい。[J E I T A、日本ユースウェア協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、経済産業省]

(4) 免許不要局としての位置づけ

非徴収とするものは、他の無線局に妨害を与えず、かつ、保護も求めないものに限定することが適当。[N T T ドコモ]

逼迫帯域で他の無線システムからの電波干渉に対する保護を求めるものなどは、電波利用の発展の阻害とならないよう配慮しつつ、免許局とすることで、受益の程度に応じた利用料を徴収すべき。
[宇宙通信]

帯域占用型という新しい分類を作り徴収範囲を拡大するのではなく、徴収するのであれば免許局と位置づけるべき。[ソフトバンク]

電波が国民の共有財産であることから、各国との整合性等を図りつつ、電波利用料の徴収が可能な免許局に優先して周波数を割り当てるべき。[ソフトバンク]

(5) 徴収方法

費用徴収方法は、電波再配分に係る免許不要局からの徴収方法に準ずることが適当。[N T T コム]

費用徴収方法についても問題点が多く、現時点での徴収は技術的にも困難。[経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、個人]

地域、普及状況を勘案し、製造段階で段階的に課金することにより電波利用インセンティブの確保が可能。[学識経験者]

別紙 1 「免許不要局の扱い」の検討を踏まえて報告書(案)の記述を追加・修正する。

意見要旨	研究会の考え方
<p>2) 国及び地方公共団体の扱い</p> <p>他の無線局免許人と同様に電波利用料を徴収すべき。[学識経験者、大阪大学大学院岡村教授、早稲田大学中村教授、ソフトバンク、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、英国貿易産業省]</p> <p>一定の電波利用料負担が適当。[NTTドコモ、KDDI、ツーカー]</p> <p>原則徴収が適当。ただし、防災無線等の公共性が高い無線局には一定の減免措置が必要。[NTT東・西、JSAT]</p> <p>原則徴収が適当。ただし、過去の減免措置の理由も尊重し、徴収額は、使用料として経済的価値の要素を考慮した額とすることが適当。[NTTコム]</p> <p>原則徴収が適当。ただし、社会政策上の理由から徴収しない場合は、その減免額は、一般財源で確保すべき。[ボーダフォン]</p> <p>デジタル化、他用途との共用化の促進などが無い場合には徴収はやむを得ないが、そのような計画等がある場合には、減免措置を認めることは可能。[個人]</p> <p>国や地方公共団体は経済的価値を創出する存在ではなく、「国民の生命、身体、財産の保護にかかる高い公共性があることを重視」すべき。一定の負担を求めるべきとの意見には頷けない。[京都大学深尾教授]</p> <p>公共性が高い消防や救急無線については、特例措置の継続が適当。[イーアクセス]</p> <p>国、地方公共団体による、防災関係等公共業務用の電波利用に電波利用料を課すことにより、国民にとって不可欠な公共サービスの水準低下を招くおそれがあるので、電波利用料を課すべきではない。[国土交通省技術調査課、防衛庁、気象庁]</p> <p>国から国への支払については、事務の繁雑化を招くだけであり、反対。[気象庁、防衛庁、警察庁、海上保安庁、国土交通省]</p> <p>国から国への支払については、究極的には国民に新たな負担を強いることとなるので、反対。[国土交通省、海上保安庁]</p> <p>警察活動に利用する電波については、警察通信システムの全国整備を遅らせる等、警察活動の抑制につながるので、電波利用料を課すべきではない。[警察庁]</p>	<p>別紙2 「国及び地方公共団体の扱い」の検討を踏まえて報告書(案)の記述を追加・修正する。</p>

国防や治安維持など国家の基本的な機能については、国の他に代替手段が無く、他との競争により効率性を追求する経済活動とは異なるもの。経済的効率性の考え方を一律に持ち込むべきではない。
[海上保安庁、防衛庁、警察庁]

防災対策の無線局等は、その目的や技術的特性から、無線以外に代替手段が無く、有効利用インセンティブにつながらない。[国土交通省]

国等が開設する航空の安全を確保するためや、海上交通の安全を確保するための無線局は、国際的な取り決め等により使用しているものであり、電波利用料に経済的価値を導入しても有効利用にはつながらず、現行通り非徴収とすべき。[国土交通省、海上保安庁]

【以下、地方自治体・消防からの意見提出（地方自治体関係：205通 消防関係：284通）】

消防、防災行政無線について、現行の減免措置を継続すべき。

理由

(ア)消防、救急、防災行政無線の利益は住民が受けるもの。民間事業者とは異なり、業務の性質上、経済的価値は算定し得ない。[地方自治体関係：20通 消防関係：104通]

(イ)財政状況が厳しく、新たな負担は避けるべき。負担増により、デジタル化の推進に遅れを生じる可能性や、行政サービス水準の低下を招く。[地方自治体関係：99通 消防関係：221通]

(ウ)広範な地域に集落が点在しており、消防救急無線以外に連絡手段が無い。公共サービスに必要不可欠なものであり、減免すべき。[地方自治体関係：113通 消防関係：120通]

(エ)防災無線や消防救急無線については、必要最小限しか使用しておらず、有効利用インセンティブは働かない。[地方自治体関係：14通 消防関係：88通]

(オ)逼迫地域・逼迫帯域についてのみ徴収すると、公共サービスに地域差を生じさせる。[地方自治体関係：4通 消防関係：9通]

消防本部所有の無線機は、消防庁長官の指示により災害防止に活用されるものであり、国の無線機であるとも言え、国同様に免除すべき。[地方自治体関係：6通 消防関係：2通]

防災行政無線についても、消防無線、水防無線と同様免除すべき。[地方自治体関係：29通 消防関係：2通]

地公体、地方公営企業について、国と同様に電波利用料等の負担を免除すべき。[地方自治体関係：29通 消防関係：4通]

別紙2 「国及び地方公共団体の扱い」の検討を踏まえて報告書（案）の記述を追加・修正する。

6. その他

意見要旨	研究会の考え方
<p>包括免許の納付手続きの合理化は適当な措置。[NTTドコモ、KDDI、ボーダフォン、イーアクセス、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会]</p> <p>上記措置については、透明性を確保し、客観的で広く一般の意見を反映したものとすべき。[ボーダフォン]</p> <p>無線局の廃局等に係る電波利用料の還付措置や電子納付システム導入等についての優遇措置の検討を要望。[鷹山]</p> <p>放送衛星を補助する地上放送設備（ギャップフィルラー）の電波法上の扱いを見直し、放送局以外の新しい局種として規定すべき。[モバイル放送]</p> <p>電波開放政策を進めるため、既存免許人に周波数の共用化への協力義務や、有効利用に関する努力義務を電波法に明記すべき。[個人]</p> <p>電波の再配分のために立ち退きを求める考え方に賛成であるが、例えばCバンドの気象レーダの周波数割当範囲の半減させることは技術的には可能であるが、経費負担により公共サービスが低下することは許されず、こうした立ち退きに要する技術開発経費は政府が負担すべき。[京都大学深尾教授]</p> <p>新規（再編を含む）に電波を割り当てる場合、携帯電話など競願が想定される免許については、免許手続き上の公平性を確保するため、「市場原理活用型比較審査方式」を直ちに制度化し実施すべき。[ソフトバンク]</p> <p>電波利用が既得権益化しないよう、電波の利用状況を監視し公開すべき。新たに参加者を獲得していない場合や、周波数に比べて利用の低い場合は、新規参入者への再割当てを強く要望。[イーアクセス]</p> <p>新たな技術を簡易な手続きでフィールド実験できる制度の整備を求める。[イーアクセス]</p>	<p>、 包括免許におけるシステム切り替え時の電波利用料の納付手続合理化の必要性について、基本的にご理解いただいたものと認識。</p> <p>～ 総務省において、今後、電波政策の企画・立案を行う上で、参考にすべきご意見と認識。</p> <p>総務省において、今後、電波政策の企画・立案を行う上で、参考にすべきご意見と認識。なお、電波有効利用技術の開発推進のための環境整備として、一定の条件の下、免許期間を短期に限定し、無線局免許手続きを大幅に緩和した特定実験局制度を導入済（平成16年3月）。</p>

